

本宮市内事業者のみなさまへ

# 本宮市プレミアム付商品券事業 取扱加盟店募集

原油価格・物価高騰に直面する生活者および事業者の支援のため、市の商店街や事業所で使用できるプレミアム付き商品券を発行し、家計の負担軽減と商店街の消費喚起並びに地域経済の活性化を図ります。

つきましては、プレミアム付商品券の取扱加盟店を下記により募集いたします。

【募集対象】 本宮市内に店舗を有する事業者

【募集期限】 **令和6年1月31日（水）**

※ 期限内の申し込みについては、取扱店一覧チラシに掲載されます。

※ 期限後も随時申請を受付ますが、取扱店一覧チラシには掲載されません。ホームページでの掲載となります。

【申込方法】 裏面の登録申請書に必要事項を記入のうえ、本宮市商工会までFAX、郵送または、持参してください。

(持参する場合、土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

【申込先】 本宮市商工会

## 《本宮市プレミアム付商品券発行事業の概要》

1. 事業主体 本宮市商工会
2. 購入対象者 本宮市内にお住まいの方
3. 発行総額 2億2,100万円(17,000セット)
4. プレミアム率 30%
5. 商品券内容 1セット500円券26枚綴り(額面総額13,000円)を10,000円で販売
6. 購入限度 1人につき最大3セット
7. 販売方法 応募による抽選販売。当選者には「購入引換はがき」を送付する。
8. 応募方法 ①「応募専用はがき」での申し込み  
②「WEBサイト」での申し込み  
③「FAX」での申し込み
9. 応募期間 令和6年2月28日(水)～令和6年4月1日(月)
10. 販売期間 令和6年6月15日(土)～令和6年6月21日(金)
11. 利用期間 令和6年6月15日(土)～令和6年9月30日(月)
12. 換金期間 令和6年6月24日(月)～令和6年10月11日(金)
13. 換金方法 本宮市商工会で受付(換金申請日の2営業日後に指定口座へ振込)
14. 換金手数料 本宮市商工会員の場合、無料  
本宮市商工会員でない場合、換金額の5%

問合せ先 本宮市商工会 〒969-1151 本宮市本宮字千代田87-1  
TEL: 0243-33-2541 FAX: 0243-33-2544  
担当: 木幡

# 《本宮市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申請書》

本宮市商工会 御中

本宮市プレミアム付商品券事業に賛同するとともに取扱店の条件を確認のうえ、注意事項を遵守し取扱店として申し込みます。

## 注意事項及び遵守事項

1. 商取引なく商品券の換金を行う直接換金を行いません。
2. 使用済みの商品券を再使用する他店転用行為は行いません。
3. お客様から有効期間を経過した商品券は受領いたしません。
4. 商品券を使用できないものに対して、商品券での支払いには応じません。
5. 商品券利用によるつり銭は出しません。
6. 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）、及び自店商品の購入に使用しません。
7. その他一般的に不適切と考えられる取扱いや換金はいたしません。
8. 商品券を紛失した場合、すべて自己責任といたします。
9. 商品券利用に際し、消費者からの苦情や紛争が生じた場合は、参加店の責務として解決に努めます。

私は、以上のことを遵守することを誓約し、万一不正行為等が発覚した場合は、参加店の登録が抹消となること及び取り扱った商品券の換金がなされないこと、すでに換金されたものについては返金することに同意いたします。

令和6年 月 日

代表者氏名（自署）

ふりがな 事業所名 (法人の場合(株)・(有)等を明記)	.....	
チラシ等に掲載する 店舗名（屋号名）		
取扱店舗住所	〒 — 本宮市	
ふりがな 役職・代表者名	.....	
ふりがな 担当者名	.....	
連絡先	TEL — —	FAX — —
業種	1.建設業 2.小売業 3.飲食・宿泊業 4.サービス業 5.その他（業）	

※ この申込書の記載内容は、本事業にのみ利用します。

## 本宮市プレミアム付商品券第4弾事業概要

### 1. 目的

原油価格・物価高騰に直面する生活者および事業者の支援のため、市の商店街や事業所で使用できるプレミアム商品券を発行し、家計の負担軽減と商店街の消費喚起並びに地域経済の活性化を図る。

2. 発行者 本宮市商工会

3. プレミアム率 30%

4. 発行総額 221,000,000円  
基本額 170,000,000円  
プレミアム額 51,000,000円

5. 商品券構成 1セット500円券26枚つづり (額面総額 13,000円)  
※うちプレミアム分3,000円

6. 発行冊数 17,000セット

7. 販売方法 応募による抽選販売

8. 応募方法 ①「応募専用はがき」での申し込み  
②「WEBサイト」での申し込み  
③「商工会窓口」での申し込み  
④「FAX」での申し込み

9. 販売価格 1セット 10,000円

10. 購入限度 1人につき最大3セットまで

11. 購入応募期間 令和6年2月28日(水)～ 令和6年4月1日(月)

12. 販売期間 令和6年6月15日(土)～ 令和6年6月21日(金)

13. 利用期間 令和6年6月15日(土)～令和6年9月30日(月)

14. 周知方法 本宮市広報 本宮市商工会ホームページ

15. 取扱店 本宮市内に店舗を有する事業者  
商品券利用は、本宮市内にある店舗に限る。

16. 取扱店における注意事項

- ① 商品券額面金額に利用が満たない場合でも、つり銭は出さないこと。
- ② 取扱店であることが明確になるよう、取扱店ポスター及びステッカーを商品券利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- ③ 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合等は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに本宮市商工会まで連絡すること。
- ④ 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)、及び自店商品の購入に使用しないこと。
- ⑤ 商品券の交換及び売買は行なわないこと。
- ⑥ 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。
- ⑦ 商品券の利用に際して、返品、瑕疵、その他取扱店と商品券利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、取扱店の責任でこれを解決すること。  
また、商品券の破損又は商品券自体に関する苦情が生じたときは、本宮市商工会に報告すること。
- ⑧ 本宮市商工会が、売上げ情報又は商品券に関する取引の実施状況等について調査を行う場合は、これに必要な協力をすること。
- ⑨ その他、取扱店として不正が疑われるような行為はつつしむこと。

17. 商品券利用の対象とならないもの

- ① 国や地方公共団体等への支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・電話料金)など
- ② 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産や資産性の高いもの(自動車)に関わる支払い
- ③ 商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等)、旅行券乗車券、図書券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いものの購入
- ④ 現金との換金、金融機関への預け入れ

- ⑤ 出資及び債務
- ⑥ 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）、自店商品の購入
- ⑦ タバコの購入等
- ⑧ その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

#### 18. 商品券換金について

- ① 換金申請は随時受付ける。
- ② 換金申請額は申請日から2営業日後に事業所の指定口座へ振込むものとする。
  - 例) 申請日 7月 1日（月）の場合、振込日は7月 3日（水）
  - 申請日 7月12日（金）の場合、振込日は7月17日（水）
  - ※7月15日（月）・・・海の日
  - ※ 土・日・祝祭日は営業日に含まない。
  - ※ 本宮市内の下記金融機関に口座がない場合、振込手数料を差し引いた金額を振込むものとする。
- ③ 換金申請場所 本宮市商工会本所
- ④ 換 金 期 間 令和6年6月24日（月）～令和6年10月11日（金）  
ただし土・日・祝祭日を除く
- ⑤ 指定金融機関
  - ・ 東邦銀行 本宮支店
  - ・ 福島銀行 本宮支店
  - ・ 大東銀行 本宮支店
  - ・ 二本松信用金庫 本宮支店
  - ・ 福島県商工信用組合 本宮支店
  - ・ ふくしま未来農業協同組合 本宮支店
  - ・ ふくしま未来農業協同組合 白沢支店